平成２２年（フ）第６９４号
愛知県岡崎市藤川町字北荒古６番地４
債務者　タカツ　テツオこと　タカツ　フランク　テツオ
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
岩手県久慈市湊町第17地割49番地１
債務者　福士　心一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前11時45分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第５８０６号
大阪府豊中市東豊中町５丁目23番９―306号
債務者　野村　雄二
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３８８号
大阪府守口市東郷通２丁目13番26―605号
債務者　中　さとみ
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２６３号
群馬県伊勢崎市上諏訪町2121番地22
破産者　清水恵美子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
福岡県朝倉郡筑前町久光255―１、住民票上の住所福岡県春日市日の出町４丁目18番地グランパレ春日６階
破産者　江藤いつ子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５４６号
札幌市白石区栄通18丁目５番１号
破産者　木谷　紘一
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２７号
金沢市松村６丁目107番地６
破産者　直江　義弘
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４２９号
金沢市泉野出町２丁目11番17号
破産者　丹後　雅年
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６８３号
金沢市上荒屋４丁目126番地　アイビーハイム202号室、従前の住所石川県河北郡内灘町字アカシア１丁目73番地
破産者　酒井　富保
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６８号
広島県三次市十日市南３丁目13番22号
破産者　金沢荘柱こと　金　　荘柱
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３７９号
青森市西滝１丁目18番20号
破産者　工藤　　勝
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３１４号
鳥取県米子市皆生４丁目１番６号　ラブラドールⅡ103号、開始決定時の住所鳥取県米子市河岡256番地98
破産者　橋谷　邦厚
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２２００号
広島市佐伯区新宮苑５番６号
破産者　蓼　　茂子
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１８号
東京都江東区住吉１―６―１藤和シティホームズ住吉806号、開始決定時の住民票上の住所香川県三豊市豊中町上高野4148番地
破産者　石津　隆宏
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２３号
岩手県九戸郡野田村大字野田第14地割７番地
破産者　小野　聖一
1　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
2　一般調査期日　平成22年12月14日午前11時30分
平成22年８月24日　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２７号
岩手県九戸郡野田村大字野田第14地割67番地１
破産者　野田工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
2　一般調査期日　平成22年12月14日午前11時30分
平成22年８月24日　盛岡地方裁判所二戸支部